

修正番号単価の算定 【NTT東日本】

(1) R6. 7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A東 - B東 - C東 = D東)

A東 徴収すべき 第一種負担金総額	B東 前年度 過不足額	C東 R6.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D東 R6.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 4,017,804,871円 + ●支援機関事務費 24,376,495円 = 合計 4,042,181,366円	-	61,136,592円	-
		①R6.1月分 296,553,763円 ②R6.2~6月分 (予測算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 1,488,590,766円 (1.19658136円 × 1,244,036,399番号)	=
			2, 195,900,245円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R6. 7~12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額) で除する。(F × D東 ÷ D = NTT東日本修正番号単価)

F 合算 番号単価	×	D東 R6.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) R6.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
2円		2, 195,900,245円		3,666,309,522円

= 1. 19788045 円

修正番号単価の算定 【NTT西日本】

(1) R6. 7~12月の間で徴収すべき額を算出 (A西 - B西 - C西 = D西)

A西 徴収すべき 第一種負担金総額	B西 前年度 過不足額	C西 R6.1~6月 (算定月)間の 徴収見込額	D西 R6.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額
●補てん対象額 2,697,668,071円 + ●支援機関事務費 16,367,069円 = 合計 2,714,035,140円	45,029,232円	① R6.1月分 199,114,599円 ② R6.2~6月分 (予推算定対象電気通信番号の総数の合計適用) 999,482,032円 (0.80341864円 × 1,244,036,399番号)	1,470,409,277円

(2) 合算番号単価に(1)の算出額を乗じた後、R6. 7~12月の間で徴収すべき総額 (D東とD西の合計額) で除する。($F \times D西 \div D = NTT西日本修正番号単価$)

F 合算 番号単価	×	D西 R6.7~12月 (算定月)間の 徴収すべき見込額	÷	D (D東+D西) R6.7~12月(算定月)の間 で徴収すべき見込額の総額
2円		1,470,409,277円		3,666,309,522円

= 0.80211955 円